



1 大健国第1013号
令和2年2月25日

(一社) 小郡三井医師会
会長 島田 昇二郎 様

大刀洗町長 中山 哲志



大刀洗町公費医療費助成制度（子ども医療費・重度障害者医療費・
ひとり親家庭等医療費）の審査支払事務の委託先変更について

大刀洗町公費医療費助成制度についてご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本町で実施しております公費医療費助成制度に係る被用者保険加入者の審査支払事務につきましては、下記のとおり令和2年4月診療分から福岡県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）から社会保険診療報酬支払基金福岡支部「以下、「支払基金」という。」に委託変更いたします。

つきましては、貴会会員様に周知くださいますようお願いいたします。

なお、国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者にかかる審査請求については、引き続き国保連合会へ委託いたします。

記

- 1 実施時期 令和2年4月診療分から
（月遅れ分を含めた請求については、令和3年4月提出分から支払基金へ提出）

2 委託する公費医療費助成制度

法別番号	制度名称
80	重度障害者医療
81	子ども医療
90	ひとり親家庭等医療

※概要は別紙のとおり

問合せ先 大刀洗町役場 健康福祉課 国保年金係
電話番号 0942-77-2266（内線 135）

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

医療費助成制度の概要

市町村名	制度名称	法別番号	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託年月
				入院	入院外			
大刀洗町	子ども医療費支給制度	81	入院: 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし ※中学生は医療証を交付しないため、医療機関窓口にて一部負担金支払後、役場にて償還払いを実施	・0歳から小学校就学前まで自己負担なし ・小学校1年生以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	・0歳から小学校就学前まで自己負担なし ・小学校1年生以上小学校6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等	令和2年 4月診療分
	重度障害者医療費支給制度	80	・6歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・知的障害者(療育手帳A) ・重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) ・障害基礎年金1級(知的障害・精神遅滞) ・特別児童扶養手当1級(知的障害・精神遅滞) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ※所得制限有り ※生活保護を受けているものは対象外 ※中学生以上の精神病棟への入院は対象外	500円/日 (低所得者の場合300円/日) (1医療機関あたり月20日まで) (小学校1年生以上小学校6年生まで1医療機関あたり月7日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			
	ひとり親家庭等医療費支給制度	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ※児童は小学校就学後から18歳の誕生日以後最初の3月31日まで ※生活保護を受けているものは対象外 ※所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			

※ 自己負担金……保険医療機関ごと 調剤は自己負担なし

制度名称	実施機関番号	対象者数
子ども医療費制度	81400962	1,350
重度障害者医療助成制度	80400963	240
ひとり親家庭等医療費助成制度	90400961	225

※助成対象者・助成額等は、令和元年度までの内容と変更ありません。